

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（運転免許課）

### 一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、運転免許証再交付手数料等の額の改定等をするための改正

### 二 内容

道路交通法等の一部改正に伴う手数料の改定

（例）運転免許証再交付手数料

（第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証）

（現行）三千五百円 ↓ （改正後）二千二百五十円

### 三 施行期日

令和元年十二月一日から施行する。